

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 渡辺 望穂 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒101-0032 日本国東京都千代田区岩本町2丁目3番3号 友泉 岩本町ビル6階		発送日 (日.月.年) 14.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 W-6368PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/020669	国際出願日 (日.月.年) 30.05.2018	優先日 (日.月.年) 20.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. 補充欄参照			
出願人 (氏名又は名称) 富士フイルム株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input checked="" type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 02.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 中西 聡	4J 3638
		電話番号 03-3581-1101 内線 3457	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
 - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
 - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
 - 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
 - 以下の理由により満足しない。

請求項 1 に係る発明と請求項 17 に係る発明とに共通する STF が存在しないことは明らかである（請求項 1 の、極めて広範であり且つ化学構造が極めて曖昧な一般式（I）で表される化合物と、請求項 17 の一般式（IV）で表される化合物とに共通する化学構造は、例えば文献 A～E に記載のように明らかに公知である。）

そして、請求項 17 は請求項 1 の従属請求項ではないし、請求項 17 に係る発明が請求項 1 に係る発明と実質的に同一又はそれに準ずる関係にあるといえないのは明らかである。

よって、本願は発明の単一性を欠く。

なお、請求項 17 に係る発明に新規性及び進歩性がないことが文献 A～E から明らかであることを鑑み、追加手数料の要求は行わなかった。

文献 A：JP 2006-96875 A（富士写真フイルム株式会社）2006.04.13
（[0109]，[0112]等参照）

文献 B：SU 1529687 A1（DRIZHD, L.P. et al.）1993.10.15（第 9-14 欄等参照）

文献 C：JP 48-42494 B1（富士写真フイルム株式会社）1973.12.13
（第 21 頁，第 1 表等参照）

文献 D：JP 63-216062 A（日本化薬株式会社）1988.09.08（実施例 17 等参照）

文献 E：JP 57-188576 A（旭化成工業株式会社）1982.11.19（実施例 20 等参照）

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求項 _____ に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-16	有
	請求項	17	無
進歩性 (I S)	請求項	1-16	有
	請求項	17	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-17	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2006-96875 A (富士写真フイルム株式会社) 2006.04.13, [0109], [0112]
 文献2 : SU 1529687 A (DRIZHD, L.P. et al.) 1993.10.15, 第9-14欄
 文献3 : JP 48-42494 B1 (富士写真フイルム株式会社) 1973.12.13, 第21頁, 第1表
 文献4 : JP 63-216062 A (日本化薬株式会社) 1988.09.08, 実施例17
 文献5 : JP 57-188576 A (旭化成工業株式会社) 1982.11.19, 実施例20
 文献6 : CN 101451020 A (PRODISC TECHNOLOGY INC) 2009.06.10

上記文献1～6は、国際調査報告で引用されたものである。

(1) 請求項17に係る発明は、文献1～5により新規性及び進歩性を有さない。

本願請求項17に係る発明は、文献1～5 (摘記箇所は上記参照) に記載された公知の化合物を包含する。なお、本願請求項17に係る発明に該当する公知の化合物が開示された文献は多々存在するところ、適当に5文献を抽出して提示した。

(2) 請求項1～16に係る発明 (調査対象とした範囲に限る) は、文献1～6に対して新規性及び進歩性を有する。

本願請求項1～16に係る発明のうちの調査対象とした部分 (第V I I I欄の「<調査の対象について>」を参照) について、文献1～6にはいずれにも、“本願請求項7における一般式 (I I I) の*_Aが本願請求項4の一般式 (I I) 又は本願明細書第64頁のR₅又はR₉で表される化合物、溶剤及び2～15官能の (メタ) アクリレート化合物 (本願明細書 [0101] 付近に開示された重合性化合物) を含有する組成物であって、前記化合物の含有量が前記組成物中の全固形分に対して30w%以上であるもの” についての記載も示唆もない。

なお、本願請求項1～16に係る発明のうち、上記調査対象とした部分でない部分は、本第V欄における見解を判断する対象ではないが、例えば、本願請求項1～9に係る発明は、上記(1)で指摘した各種公知化合物 (当該化合物は、生成反応やその後の精製等に用いた溶媒と解し得る物質が少量随伴していると解されるから、固形分が明らかに30w%以上である溶媒含有組成物ともいえる) の少なくとも1つを包含することから、明らかに新規性及び進歩性が無いといえる点を付記する。

第Ⅷ欄 国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

本願請求項1～16に係る発明の課題は、本願明細書の[0008]等からみて、高い屈折率を有する膜を形成できると共に、段差追従性に優れる組成物の提供及び当該組成物を用いたレンズ等の提供と認められる。

しかし、本願明細書において、上記課題が実際に解決できたことが客観的に裏付けられているのは、表2に実施例1～33として開示された、特定の個別具体的な、化合物と、重合性化合物と、バインダーと、光重合開始剤と、溶剤と、界面活性剤とからなる樹脂組成物のみにとどまる。

そして、極めて広範且つ化学構造が曖昧な一般式(I)で表される化合物全般を用いた場合、重合性化合物を含まない場合、上記重合性化合物と性質が異なる重合性化合物全般を用いた場合といった、本願請求項1～16に係る発明全般にわたってまで、上記課題が解決できると客観的に判断するに足る根拠はみあたらない。

よって、本願請求項1～16に係る発明は、その大部分について、本願明細書において発明の課題が解決できることを当業者が認識できる程度に記載された範囲を超えている、すなわち、明細書に記載した範囲を超えるものであり、PCT第6条に規定される裏付けに関する要件を満たしていない。

<調査の対象について>

技術常識をふまえて本願明細書全体を考慮し、本願請求項1～16に係る発明のうちの、“本願請求項7における一般式(I I I)の*_Aが本願請求項4の一般式(I I)又は本願明細書第64頁のR₅又はR₉で表される化合物、溶剤及び2～15官能の(メタ)アクリレート化合物(本願明細書[0101]付近に開示された重合性化合物)を含有する組成物であって、前記化合物の含有量が前記組成物中の全固形分に対して30w%以上であるもの”を構成に含む発明についてのみを、有意義な調査を行うことができる部分とし、当該部分のみを調査対象とした。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 欄の続き

C08K5/3492(2006.01)i, C07D251/46(2006.01)i, C07D251/70(2006.01)i,
C07D417/14(2006.01)i, C08F2/44(2006.01)i, C08F2/50(2006.01)i,
C08F20/34(2006.01)i, C08F265/04(2006.01)i, C08J5/18(2006.01)i,
G02B1/04(2006.01)i, H01L27/146(2006.01)i